

2005年3月10日

愛媛労働局

局長 安藤 俊一 殿

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会長 河野 廣美
連合愛媛 中小共闘センター委員会
委員長 松本 修次

要 請 書

貴職におかれましては益々ご清栄のことと存じます。また、日頃からの愛媛県における労働行政推進のご努力に対し、心より敬意を表します。

さて、私ども連合愛媛は2005年春季生活闘争を「雇用・労働条件の『二極化』への挑戦」と位置づけ、積極的な成果配分と格差是正などの実現をめざしています。とりわけ、厳しい市場競争の中で、しわ寄せされ、切り捨てられてきた低所得者への対応強化のため、労働者全体の労働諸条件の底上げに全力をあげることにしました。

我々労働者の生活・労働実態は、依然として続く賃金の抑制や不払い残業、不当解雇をはじめとする法令違反の横行、税・社会保障制度での負担増など、ますます厳しい状況に追い込まれています。そして、そのしわ寄せは一様ではありません。県内を見渡してみても、規模間・男女間・雇用形態の格差だけでなく、東・中・南予間といった地域間の格差も拡大しています。

このような現状を打開し、労働者が普通に安心して暮らし働き続ける社会を実現することは、政・労・使共通の課題です。特に南予地域の雇用問題については、早急にかつ立場の壁を越えた総がかりでの対策が必要であると考えています。

そこで、監督ならびに指導的立場にある貴職に対し、下記の項目についてご要請致しますので、文書回答とともに要求の実現に向け格段のご努力を賜りますようご要請致します。

— 記 —

1. 雇用・労働対策全般について

(1) 高齢者の雇用対策について

2006年4月1日より施行される改正『高齢者雇用安定法』について、「原則、希望者全員を継続雇用する」という趣旨を踏まえ、労働組合との協定による制度化を図るよう指導徹底すること。特に形式的・通告的な労使協議実施による『就業規則化』にならぬよう指導徹底すること。

(2) 若年者の雇用対策について

全国で下から3番目に悪い若年層の完全失業率(16.3%)に対し、愛媛県が実施している若年者就職支援センター『愛 WORK』や『愛媛型日本版デュアルシステム』に対し、更なる支援・協力すること。

(3) ワークシェアリングの普及啓蒙について

『愛媛県地域労使就職支援機構』にて進めている『ワークシェアリング研究会』の研究結果を参考にし、高齢者・若年者の雇用対策として『ワークシェアリングの手法』を活用するよう普及啓蒙強化すること。

(4) 南予地域の雇用対策について

企業撤退が続く南予地域について、現在ご尽力いただいている『失業者支援』に加え、雇用対策についても強く支援すること。

2. 不払い残業の撲滅について

(1) 『共同宣言』について

法令違反である『不払い残業』を撲滅するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について（厚生労働省通達）」の周知徹底に加え、政・労・使による『共同宣言』を行うよう働きかけること。

(2) 悪質な『不払い』については、告発など厳しく対処し、摘発企業は一定期間経過観察すること。

3. パート労働者の均等待遇と男女平等社会実現について

(1) 典型労働者からパートなどの非典型労働者等への安易な置き換えを防止するために、事業主への指導啓蒙を強めること。

(2) パート労働者の雇用に際し「文書による雇用契約の締結」が徹底されていない状況が多く見受けられる。今一度事業主に対し『労働条件の明示など法令遵守』の指導徹底を行うこと。

(3) 「パートだから」という考え方に起因する差別的取扱いを排除し、擬似パートの均等待遇を実現するよう事業主への指導啓蒙を強めること。また、中央政府に対し、パート労働者の均等待遇を確認したILO「第175条約」「第111号条約」の早期批准を働きかけること。

(4) 2005年4月1日施行される改正「育児・介護休業法」について、事業主への周知徹底を行うこと。また、施行から20年経つ「男女雇用機会均等法」を男女双方に対する差別と間接差別の禁止、ポジティブアクション制度の強化などを柱とする「男女雇用平等法」として改正するよう中央政府に働きかけること。

4. 労働安全衛生について

(1) リストラの名の下の行き過ぎた人員削減により、職場の安全管理がおざなりになっている。加えて「派遣法」の改正で製造業務への派遣労働者が認められ、事業所には請負・派遣など様々の雇用形態の労働者が混在しており、安全管理の不行き届きによる災害の増大が大いに懸念される。一層の安全衛生法等の遵守の指導強化を行うこと。

(2) 長時間労働・労働強化・ストレスの増大・安全管理の不徹底など労働災害発生の要因となる劣悪な労働条件を改善するための指導を強化すること。また、不幸にして発生した場合の労働災害認定にあたっては、制度の主旨である「労働者・家族の生活安定・福祉の向上」を認識し、実態に即した認定基準の緩和・見直しを行うこと。

5. 2005年度最低賃金について

(1) 愛媛県最低賃金

地方最低賃金の審議にあたっては、『地域の自主性』を十分発揮しこれまでの審議経過を大切にしつつも「幾らあれば暮らせるのか」といった水準に視点を当てた審議が行えるよう指導願いたい。

(2) 愛媛県産業別最低賃金

規制改革会議・民間開放推進会議が産業別最低賃金のあり方について検討を求める内容が盛り込まれたことが、2005年度産業別最低賃金審議に影響を及ぼさないよう、円滑な審議への万全な対応を図られたい。

(3) その他

労働者の誰もが労働の対価として地域別最低賃金を上回る賃金を受け取る権利が保障されている。しかし、他県においては外国人技能実習生や特定業種における最低賃金違反の事例が数多くみられる。本県においても同様の懸念があるため監督行政の抜本強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発等により、最低賃金制度の実行性を高めること。

以上